

意見書

第四回定例会では、2件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

●固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書（区民生活委員会）

わが国の景気は、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、金融緩和や財政出動などの各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されることであるが、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクを抱えており、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の軽減措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化に大きな力添えとなっており、今後も必要な措置であると考えます。

23区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした軽減措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が軽減措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいて

は日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
 - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置
 - 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月12日

▷あて先・・・東京都知事

●ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書（健康福祉委員会）

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上に蔓延している実態は、大半が国の責めに帰すべき事由によるものである。肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、および、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、国の法的責任が明確に示されている。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害に係る障害認定は基準が極めて厳しいため、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び

肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援については、一部の患者・感染者の検査費用のみを助成対象とする重症化予防推進事業のほかには新たな具体的措置を講じていない。事実、数多くの肝硬変・肝がん患者が毎日のように亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本区議会は国会および政府に対し、これらの現状を踏まえ、必要な措置を講じるよう、次の事項について強く求めるものである。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
 - 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月12日

▷あて先・・・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

要請書

11月10日に提出しました。

●「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」中止を求める要請書

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国であることから、多年にわたり、全世界に核兵器の廃絶を求め、また国際社会も核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきました。

練馬区は、昭和58年（1983年）10月3日に、すべての核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」を決議いたしました。これまで、貴国のみならずフランスや中国、更にインド、パキスタン、英国が行った核実験に抗議し、即時中止を求める要請も行ってきました。また、北朝鮮が行った核実験についても、厳重に抗議するとともに、核実験を今後行わないよう強く求める決議をいたしました。

しかし、これらの抗議や要請にもかかわらず、貴国は、今年9月4日と10月3日の2回、新型の核性能実験を実施したことを公表しました。貴国が、平成9年（1997年）7月以降、「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」を繰り返し強行していることは、誠に遺憾であります。

よって、本区は、貴国が「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」を即時中止し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に先導的役割を果たされるよう強く要請いたします。

平成26年（2014年）11月10日

▷あて先・・・アメリカ合衆国大統領

委員 菊地 靖枝
委員 とや 英津子
委員 内田 ひろのり
委員長職務代理 小林 みつぐ
委員 小田 浩二
委員 小田 浩二

あけましておめでとう
ございます。
謹んで区民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。
区議会だより第195号は、平成26年第四回定例会を中心に編集しました。今年も皆様に親しまれ、読みやすい区議会だよりを目指し、努力してまいります。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら議会事務局までお寄せください。どうぞよろしくお願いいたします。

あとがき

短
信

○党派名の変更

「練馬区議会みんなの党」は、平成26年12月2日付けで党派の名称を変更しました。

（新名称）
「練馬区議会みらい維新」

○議員の辞職

こうらい啓一郎議員は、平成26年12月26日付けで地方自治法第126条ただし書きの規定により辞職しました。